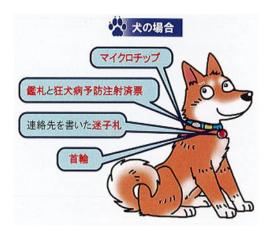
ペットへのマイクロチップ装着について



令和4年6月1日から、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。

すでに飼っている犬と猫へのマイクロチップ装着は、飼い主さんの努力義務となっています。

犬の場合







口首輪と迷子札

- 口犬には鑑札・狂犬病予防注射済票 を必ず付けましょう (飼犬は狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が 義務づけられています)
- □マイクロチップ 取り付けた時は必ず(公社)日本獣医師会 に飼主情報や動物情報を登録しましょう

猫の場合

口首輪と迷子札



ロマイクロチップ

取り付けた時は必ず(公社)日本獣医師会に 飼主情報や動物情報を登録しましょう

マイクロチップってなに?

- ●マイクロチップは、長さ8~12 m程度の 細長い電子器具で、内部はコンデンサ・外側 は生体適合ガラスです。
- ●チップには、15 桁の数字(番号)が記録されており、専用機械で読み取ります。
- ●動物個体識別(身元証明)の方法として 世界中で広く使われています。

チップの埋め込み手術は香川県獣医師会に 加入した獣医さんでできます。

●お問合せ先

AIPO事務局:(社)日本動物保護管理

協会 TEL 03-3475-1695

ペットも大切な家族の一員です。

飼い主さんがずっと大切に飼ってあげましょう! 綾川町役場 住民生活課 087-876-1114